

議案第96号

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年11月29日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例（平成24年つくば市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業その他の事業であって認定国際戦略総合特別区域計画に定められたもの（以下「特定国際戦略事業等」という。）」に、「特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改める。

第3条第1項及び第2項中「特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（施策における配慮）

第3条の2 市は、認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、実施主体その他の関係機関と相互に緊密な連携協力を図りつ

つ、次に掲げる事項に配慮するよう努めなければならない。

- (1) 特定国際戦略事業等の成果の活用により創出された新たな産業の振興
- (2) 特定国際戦略事業等の推進又はその成果の活用による新たな産業の創出若しくは振興に寄与する国内外の企業又は人材が事業活動を支障なく営むことができるようにするための都市環境の整備

第4条の見出し中「特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改め、同条第1項中「、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改め、「及び装置」の次に「、器具及び備品」を加え、「第15条第2号」を「第15条第1項第2号」に、「特定国際戦略事業用機械建物等」を「特定国際戦略事業等用機械建物等」に改め、同条第2項及び第3項中「特定国際戦略事業用機械建物等」を「特定国際戦略事業等用機械建物等」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第3項」を「前項」に、同項第2号中「特定国際戦略事業用機械建物等」を「特定国際戦略事業等用機械建物等」に改め、同条第5項第4号中「特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改める。

第5条第1項中「特定国際戦略事業」を「特定国際戦略事業等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。